

事務連絡  
令和3年3月30日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

次世代育成支援対策推進法第8条第1項及び第9条第1項に基づく  
市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定について

平素より、次世代育成支援施策の推進に御理解と御協力を頂き厚く御礼申し上げます。

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項及び第9条第1項に基づく市町村行動計画及び都道府県行動計画（以下「市町村行動計画等」という。）については、「行動計画策定指針の一部を改正する告示の適用について」（令和元年12月10日子発1210第4号）（別添1）において、その策定に向けて努められたい旨周知をしているところですが、今般の「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）（別添2）を受け、改めて以下のとおり周知いたします。

市町村行動計画等については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）の制定に伴い、地方公共団体による策定が任意化されているところであり、市町村行動計画等を任意の時期に見直すことや、例えば、支援法計画の見直し等に伴い、市町村行動計画等の期間を5年以外とすることも差し支えありません。

各都道府県におかれては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に周知いただきますようお願いいたします。

以上

子発 1 2 1 0 第 4 号  
令和元年 1 2 月 1 0 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

### 行動計画策定指針の一部を改正する告示の適用について

次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 7 条第 1 項に基づき、行動計画策定指針（平成 26 年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号）が定められている。

この指針に即して、地方公共団体が策定する行動計画（以下「行動計画」という。）は 5 年ごとに、5 年を一期として策定することとされており、1 回目に策定する計画の期間が平成 27 年度から令和元年度まで、2 回目に策定する計画の期間が令和 2 年度から令和 6 年度までとされているところである。

今般、令和 2 年度から開始する行動計画の策定に向けて、現在の社会情勢等を踏まえ必要な改正を行い、行動計画策定指針の一部を改正する告示（令和元年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号）を本年 11 月 14 日付けで別添のとおり公示し、令和 2 年 4 月 1 日より適用することとした。

主な改正の内容等については下記のとおりであるので、各位におかれては、御了知の上、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺漏無きを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

### 記

#### 第一 主な改正の内容について

放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室に関して、新・放課後子ども総合プラン（平成 30 年 9 月 14 日公表）を踏まえ、特別な配慮を必要とする児

童への対応に関する方策を市町村行動計画等に新たに盛り込むなどの改正を行った。

また、児童虐待防止対策に関して、児童虐待防止対策体制総合強化プラン(平成 30 年 12 月 18 日児童虐待防止対策に関する関係省庁連絡会議決定)等を踏まえ、市町村における相談支援体制の強化や関係機関との連携強化等を図るための改正を行った。

そのほか、以下のような改正を行った。

- 社会的養育の充実について、「都道府県社会的養育推進計画」の策定について(平成 30 年 7 月 6 日付け子発 0706 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、策定する旨更新。
- 子育て世代包括支援センターや産後ケア、新生児聴覚検査等に関する記載の追加。
- 医療的ケア児に関する記載の追加。
- 登下校防犯プラン(平成 30 年 6 月 22 日関係閣僚会議決定)や未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策(令和元年 6 月 18 日関係閣僚会議決定)に関する記載の追加。
- 住生活基本計画(平成 28 年 3 月 18 日閣議決定)を踏まえた、良質な住宅の確保に関する記載の更新。
- 育児・介護休業法の改正(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 14 号))を踏まえた、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備に関する記載の充実。
- 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成 30 年法律第 71 号)の成立等を踏まえた、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する記載の充実。

## 第二 市町村行動計画、都道府県行動計画及び特定事業主行動計画の策定について

市町村行動計画及び都道府県行動計画(以下「市町村行動計画等」と総称する。)については、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)(以下「支援法」という。)の制定に伴い、地方公共団体による策定が任意化されているところであり、都道府県においては全都道府県において策定されている一方、市町村における策定率は 89.3%となっている(平成 30 年 4 月現在)。未策定の地方公共団体におかれては、行動計画策定指針「一 背景及び趣旨」の「3 支援法との関係」に規定するとおり、市町村行動計画等について、支援法第 61 条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画及び同法第 62 条第 1 項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定して差し支えないこと等も踏まえ、その策定に向けて努められたい。

また、特定事業主行動計画については、次世代育成支援対策推進法第 19 条第 1 項に規定するとおり、国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代対策に関する計画をいう。）を策定することとされているところであり、都道府県においては全都道府県において策定されている一方、市町村における策定率は 92.6%となっている（平成 30 年 10 月現在）。未策定の地方公共団体におかれては、その策定に向けて努められたい。

（参考）

○ 行動計画策定指針（平成 26 年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号）（抄）

一 背景及び趣旨

1・2 （略）

3 支援法との関係

（略）

なお、策定が任意化された市町村行動計画等については、各地域の実情に応じ、必要な特定の項のみの作成とすることも差し支えない。

また、市町村行動計画等については、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定して差し支えなく、これらの計画の策定手続についても、一体的に処理して差し支えない。さらに、市町村行動計画等と子ども・子育て支援事業計画を別のものとして策定する場合における、内容において重複する部分の記載については、子ども・子育て支援事業計画に基づき支援法第十四条第一項に規定する教育・保育（二の 1 及び四の 2 の(1)のオにおいて「教育・保育」という。）及び支援法第五十九条に規定する地域子ども・子育て支援事業（二の 1 及び四の 2 の(1)のオにおいて「地域子ども・子育て支援事業」という。）を実施する旨記載することとして差し支えない。

七 特定事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

1 （略）

2 特定事業主行動計画の計画期間

特定事業主行動計画は、経済社会環境の変化や職員のニーズ等を踏まえて策定される必要があり、計画期間内において、一定の目標が達成されることが望ましい。したがって、計画期間については、各機関の実情に応じて設定することができるものの、平成二十七年度から令和六年度までの十年間のうち、一定期間を区切って計画を実施することが望ましい。

3・4 （略）

## &lt;関係部分抜粋&gt;

## 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

（令和2年12月18日  
閣議決定）

## 1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根ざした新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

令和2年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年12月20日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

（2～4 略）

## 5 義務付け・枠付けの見直し等

（略）

## 【厚生労働省】

（（1）～（30）略）

（31）次世代育成支援対策推進法（平15法120）

（i）行動計画（8条1項及び9条1項）については、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。

（ii）（略）

（後略）

## &lt;参考URL&gt;

内閣府ホームページ 地方分権改革に関する閣議決定等掲載ページ

令和2年12月18日閣議決定

「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kakugiketteitou/kakugiketteitou-index.html>